



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

- *42 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例及び和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例 (税務課)..... 1

公布された条例のあらまし

◇ 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例及び和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要
改正内容は、次のとおりです。

(1) 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正
県税の特別措置について、その適用対象要件等を見直すとともに、不動産取得税の税率の特別措置に係る適用期間を平成 29 年 3 月 31 日まで延長することとしました。(第 2 条～第 4 条及び附則第 2 項関係)

(2) 和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正
県税の特別措置の適用を平成 29 年 3 月 31 日まで延長することとしました。(第 2 条及び附則第 2 項関係)

2 施行期日
平成 27 年 4 月 1 日から施行します。ただし、1 の (2) の改正は、公布の日から施行します。

条 例

和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例及び和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第42号

和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例及び和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

(和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第 1 条 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例 (昭和62年和歌山県条例第 5 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

(事業税の不均一課税)

第 2 条 半島振興法第 17 条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成 7 年自治省令第 16 号）第 1 条第 1 号に規定する認定産業振興促進計画に記載された計画期間（以下「計画期間」という。）の初日から平成 29 年 3 月 31 日までの間（当該計画期間の末日が同月 31 日前である場合には当該計画期間とし、同日前に法第 2 条第 1 項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなった地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなった日までの期間とし、同月 31 日前に法第 9 条の 7 第 1 項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る法第 9 条の 5 第 1 項に規定する認定を取り消された場合には計画期間の初日からその取り消された日までの期間とする。）に、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 12 条第 3 項（同項の表の第 1 号に係る部分に限る。）又は第 45 条第 2 項（同項の表の第 1 号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける法第 17 条に掲げる事業の用に供する施設又は設備であって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（和歌山県税条例（昭和 25 年和歌山県条例第 37 号。以下「県税条例」という。）第 37 条の 2 又は第 42 条の 2 の 5 に規定する事業税の課税標準となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税の税率は、県税条例第 39 条又は第 42 条の 2 の 7 の規定にかかわらず、別表の左欄に掲げる年度の区分に従い、それぞれ当該右欄に掲げる税率とする。

- (1) 法第 17 条第 1 号又は第 5 号に掲げる事業 500 万円（租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 28 条の 9 第 13 項に規定する資本金の額等が 1,000 万円超 5,000 万円以下である法人にあっては 1,000 万円とし、資本金の額等が 5,000 万円超である法人にあっては 2,000 万円とする。）以上のもの
 - (2) 法第 17 条第 2 号から第 4 号までに掲げる事業（同条第 4 号に掲げる事業にあっては、当該認定産業振興促進計画に記載された法第 9 条の 2 第 2 項第 1 号に掲げる計画区域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料とするものに限る。） 500 万円以上のもの
- 第 2 条の次に次の 1 条を加える。

第 2 条の 2 前条の当該設備に係るものとして計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額とする。

- (1) その行う主たる事業が電気供給業、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合 県において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得金額×（当該新設し、又は増設した設備に係る固定資産の価額／当該設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額（主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあっては当該固定資産の価額のうち製造事業用の設備に係る固定資産の価額））
- (2) 前号以外の場合 県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得金額×（当該新設し、又は増設した設備に係る従業者の数／当該設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の従業者の数）

2 鉄道事業又は軌道事業（以下「鉄軌道事業」という。）とこれらの事業以外の事業を併せて行う法

人については、当該鉄軌道事業以外の事業に係る部分について前項の規定を適用する。

- 3 第 1 項の固定資産の価額及び従業者の数並びに前項の鉄軌道事業以外の事業に係る部分の所得の算定については、地方税法第 72 条の 48 第 4 項から第 6 項まで、第 9 項及び第 10 項並びに第 72 条の 54 第 2 項に規定する事業税の分割基準及び所得の算定の例による。

第 3 条中「法第 2 条第 4 項の規定による内閣総理大臣の公示の日」を「計画期間の初日」に改める。

第 4 条中「である償却資産」の次に「(計画期間の初日以後に取得したものに限る。)」を加える。

附則第 2 項中「平成 27 年 3 月 31 日」を「平成 29 年 3 月 31 日」に改める。

(和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第 2 条 和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例 (平成 12 年和歌山県条例第 68 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項及び附則第 2 項中「平成 27 年 3 月 31 日」を「平成 29 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、公布の日から施行する。

(和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第 1 条による改正後の和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の規定は、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後に新設され、又は増設される設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。